

## ○鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例

（平成18年8月24日）  
（条例第3号）

改正 平成28年3月31日条例第2号

（目的）

**第1条** この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、組合が保有する個人情報の開示、訂正および利用の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって組合行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 管理者、監査委員および議会をいう。
- (3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（鯖江広域衛生施設組合情報公開条例（平成11年鯖江広域衛生施設組合条例第2号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体および地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定す

る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）  
および事業を営む個人をいう。

(6) 住民 組合の区域内に住所を有する者をいう。

(7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力またはこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文書を作成するための処理

イ 専ら文書または図画の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書または図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

（実施機関の責務）

**第3条** 実施機関は、個人の情報の保管等をするときは、個人の情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人の情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

**第5条** 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、自己に関する個人情報の保護および他人の個人情報の取扱いによる権利利益の侵害をすることがないように努めなければならない。

（取扱いの制限）

**第6条** 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令または条例（以下「法令等」という。）の規定に基づく場合またはあらかじめ鯖江広域衛生施設組合個人情報保護運営審議会（第31条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、正当な事務事業の実施のため必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 個人の思想、信条および宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に規定するもののほか、基本的人権を損なうおそれのある事項  
（個人情報取扱事務の届出）

**第7条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録されたものを使用する事務に限る。以下同じ。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、管理者に対し、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、緊急かつやむを得ない必要があるときは、個人情報を取り扱う事務を開始した日または届出事項を変更した日以後速やかに届け出なければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称および目的
  - (2) 個人情報の記録項目
  - (3) 個人情報の対象者の範囲
  - (4) 個人情報の収集方法
  - (5) 個人情報を取り扱う事務を所管する組織の名称
  - (6) 個人情報の経常的な利用の範囲または提供先
  - (7) その他管理者が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- (1) 実施機関の職員または職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの
  - (2) 資料その他の物品もしくは金銭の送付または業務上必要な連絡のために利用する情報を記録した個人情報であって、送付または連絡の相手方の氏名、住所その他の送付または連絡に必要な事項のみ記録するもの
- 3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかに管理者に対しその旨を届け出なければならない。
- 4 管理者は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- （収集の制限）

**第8条** 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う

目的（以下「取扱目的」という。）を明らかにし、当該取扱目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があるとき。
  - (5) 前各号に規定するもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号または第5号の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが適当と認められたときは、この限りでない。
- 4 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定による収集がなされたものとみなす。

（利用および提供の制限）

**第9条** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、取扱目的の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）または実施機関以外のものに対する提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、または提供するとき。
  - (2) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
  - (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があるとき。
  - (4) 前各号に規定するもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。
- 2 実施機関は、前項第3号または第4号の規定により目的外利用または外部提供をしたときは、その旨およびその目的を本人に書面により通知するとともに、管理者に届け出なければならない。ただし、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが適当と認められたときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、外部提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、またはその漏洩の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（電子計算機の結合の制限）

**第10条** 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合（以下「電子計算機結合」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。

（適正管理）

**第11条** 実施機関は、保有個人情報を取り扱うに当たっては、保有個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとする。
  - (2) 保有個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損等を防止すること。
- 2 実施期間は、保有個人情報の保管が必要でなくなったときは、確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。
- 3 実施機関の職員または職員であった者は、当該保有個人情報の取扱いに関して知り得た保有個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

（委託等に伴う措置）

**第12条** 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託するとき、当該委託を受けたものが個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の全部もしくは一部の委託を受けたものは、当該委託を受けた事務（以下「受託事務」という。）を行う場合には、前項に規定する個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

（開示請求権）

**第13条** 何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者または成年被後見人に代わって開示請求をすることができる。

（開示の請求方法）

**第14条** 自己に関する保有個人情報の開示を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名および住所
- (2) 請求しようとする情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人またはその代理人であることを示す書類を提出し、または提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

**第15条** 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者以外の個人情報であつて、開示請求者に開示することにより、当該開示請求者以外の個人の正当な利益を損なうと認められる情報
- (3) 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であつて、本人に開示しないことが正当と認められるもの
- (4) 法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等または当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、または取得した情報であって、開示することにより国等との関係において、事務の執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
  - (6) 管理者の内部または管理者と国等との間における審議、協議、検討、調査研究等の意思形成過程における情報であって、開示することにより公正または適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
  - (7) 管理者または国等が行う取締り、監督、争訟、許可、認可、交渉、渉外、入札、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業の公正または適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
  - (8) 実施機関（管理者を除く。）の会議の審議、協議、議決等に係る情報であって、開示することにより当該機関の公正または円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあり、かつ、実施機関の議事運営規程または議決により開示しない旨を定めているもの
  - (9) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- 2 実施機関は、開示請求があった保有個人情報の一部に不開示情報を記録されている場合において、その部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（裁量的開示）

**第16条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（個人情報の存否に関する情報）

**第17条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

**第18条** 実施機関は、第14条第1項の規定による開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、当該請求に係る保有個人情報

の開示の可否（前条の規定による開示請求の拒否を含む。）を決定しなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面（以下この条および次条において「通知書」という。）により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間および理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、保有個人情報の開示をしない旨の決定（第15条第2項の規定により、保有個人情報の一部を除いた部分につき開示する場合（以下「部分開示をする場合」という。）を含む。）をする場合は、第2項の通知書に不開示の理由（部分開示をする場合においては、当該保有個人情報の一部を除く理由）を付記しなければならない。この場合において、不開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

（開示の実施および方法）

**第19条** 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の通知書により指定する日時および場所において行う。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を直接開示することにより、当該保有個人情報が汚損され、もしくは破損されるおそれがあるときまたは第15条第2項の規定による保有個人情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、当該保有個人情報の写しにより開示することができる。

（訂正請求権）

**第20条** 何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報に誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該保有個人情報の訂正（追加または削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者または成年被後見人に代わって訂正請求をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正の請求方法）

**第21条** 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名および住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容および理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項および第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（保有個人情報の訂正義務）

**第22条** 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る保有個人情報が事実と合致していないと認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（訂正請求に対する決定等）

**第23条** 実施機関は、第21条第1項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に、当該請求に係る保有個人情報の訂正の可否を決定しなければならない。ただし、第21条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、訂正請求をした者に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 第18条第3項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

4 実施機関は、訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該訂正に係る保有個人情報を提供したものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求権）

**第24条** 何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条の規定に違反して

収集されたとき、第9条の規定に違反して利用されているときまたは第11条の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去

(2) 第9条または第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の禁止

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者または成年被後見人に代わって、前項の規定による利用の停止、消去または提供の停止の請求（以下「利用停止請求」と総称する。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止の請求方法）

**第25条** 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止を請求する者の氏名および住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止を求める内容および理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項および第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（保有個人情報の利用停止義務）

**第26条** 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

**第27条** 実施機関は、第25条第1項の規定による請求があったときは、当該利用停止請求があった日から起算して30日以内に、当該請求に係る保有個人情報の利用停止の可否を決定しなければならない。ただし、第25条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、利用停止請求をした者に

対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

- 3 第18条第3項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。  
（費用負担）

**第28条** この条例の規定に基づく請求に係る手数料は無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とする。

（審査請求があった場合の手続）

**第29条** 実施機関は、第18条第1項、第23条第1項または第27条第1項の決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（不作為についての審査請求を含む。）があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由に却下するときを除き、鯖江広域衛生施設組合個人情報保護審査会に諮問して、その議を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（個人情報保護審査会）

**第30条** 前条の規定による諮問に応じ審査請求について審査するため、鯖江広域衛生施設組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係人に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または書類の提出を求めることができる。

- 3 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

- 4 委員は、住民および優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

（個人情報保護運営審議会）

**第31条** この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、鯖江広域衛生施設組合個人情報保護運営審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属する事項を行うとともに、個人情報

保護制度の運営に関する重要事項について、調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、またはこれらの者から資料の提出を求めることができる。
- 4 審議会は、7人以内の委員をもって組織する。
- 5 前条第4項から第7項までの規定は、審議会について準用する。

（事業者に対する措置）

**第32条** 管理者は、事業者が第4条の規定に違反する行為を行っているとき認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明または資料の提出を求めることができる。

- 2 管理者は、事業者が個人情報を不正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（他の制度との調整）

**第33条** この条例は、次に掲げる保有個人情報については適用しない。

法令等の規定により、個人情報の開示、訂正または利用停止の手続きが定められている場合については、当該法令等の定めるところによる。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示、訂正または利用停止をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

（検索資料）

**第34条** 実施機関は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（運用状況の公表）

**第35条** 管理者は、毎年、各実施機関の運用状況を取りまとめ公表するものとする。

（委任）

**第36条** この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

（罰則）

**第37条** 実施機関の職員もしくは職員であった者または第12条第2項の受託事務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて

検索することができるように体系的に構成したもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役または

1,000,000円以下の罰金に処する。

**第38条** 前条に規定する者が、その業務に関して知ることができた保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または500,000円以下の罰金に処する。

**第39条** 第12条第2項に規定する受託事務を行うものの代表者または代理人、使用人その他の従業者が、当該受託事務に関して、第37条または前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託事務を行うものに対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第40条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または500,000円以下の罰金に処する。

**第41条** 第37条、第38条および前条の規定は、組合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第42条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報を取り扱う事務については、第7条第1項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後遅滞なく」とする。

（施行期日）

**附 則**（平成28年条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。